

広報あびこ

NO. 76

35. 11. 16 号

千葉県我孫子町役場

TEL. (あびこ) 4 2

毎月 1日 16日 発行 一部 2円
昭和34年7月30日 第三種郵便物認可



秋空のもと一日楽しく町民運動会 (本文3ページ参照)

—目次—

- 第5回臨時町議会報告… 2
- 誤るな/衆院選の
この一票… 2
- 国勢調査人口27,064人… 3
- 高血圧の無料測定… 3
- 12月1日は参院選挙日… 4
- 秋季火災予防週間… 4
- 道路交通法の解説(3)… 4

広報あびこ

(2)

第五回臨時町議会 じんかい焼却場建設地決まる

第四回追加予算は二十六万円

第五回臨時町議会は、十一月四日午前九時から会期一日で開かれ、町営じんかい焼却場の設置場所など六件につき審議した結果、全議案を原案可決して閉会しました。以下、これら諸案件の内容等について報告いたします。

町営じんかい焼却場の設置場所について

（原案可決）

現在の埋立投棄によるじんかい処理方法は、原始的かつ非衛生的なものである、これを衛生的な処理施設とするため、本年度当初予算にじんかい焼却場設置工事費三三九万三千円を計上し設置場所を検討していましたが、このほど、大字久寺家子根耕地七七七番地の二(二三七坪・山林)及び同七七八番地の一(一〇七坪山林)に所有者我孫子町久寺家三五番地石山吾吾を譲地として、これを町営じんかい焼却場の建設地に定めたものです。

焼却場の規模等については、請負契約締結についての議決が終了しましたら報告いたします。

第四回一般計追加更正予算 (原案可決)

今回の追加額は二十六万円です。これまでの累計額は一億三千九百三十二万八千四百円となります。

追加財源は、衆参両院議員選挙委託金の二十五万円と、千葉県広報無線施設用受信機設置補助金の一万円となつております。

追加額の使途及び予算更正のおもなるものは、教育費関係として我孫子中増築工事請負費から二十万四千円を減額し、第一小学校増築工事請負費に更正し、保健衛生費関係として定期健康診断費の委託料から六千一百円を減額し、これを検診優良団体表彰費に更正し、選挙費関係として衆議院議員選挙費の消耗品費及び印刷本費から六千円を減額し、これに才入追加分に才入追加分二十五万円をあわせて衆議院議員選挙の投票、開票の管理事務立会人の報酬及び選挙事務従事者手当等に三万六千円を追加、更正さらに参議院議員選挙の所要経費として二十二万円を追加した。地方振興費関係として建設審議会費の印刷製本費から六万円を減額し、これに才入追加分一万円をあわせて広報費の千葉県広報無線用受信機施設費に追加更正しました。

第一回特別会計町営住宅建設事業更正予算 (原案可決)

今回の更正は四万一百円の減額更正で、これにより累計額は八百八十一万七千五百円となります。

減額更正の理由は、当初三百六十九万七千一百円の町営住宅建設補助金を見込んだのですが、三百六十五万七千円の補助金決定があり、四万一百円不足したためです。これにともない、才出面でも四万一百円の減額更正を行ないました。

第五回臨時町議会は、十一月四日午前九時から会期一日で開かれ、町営じんかい焼却場の設置場所など六件につき審議した結果、全議案を原案可決して閉会しました。以下、これら諸案件の内容等について報告いたします。

町営じんかい焼却場の設置場所について

（原案可決）

現在の埋立投棄によるじんかい処理方法は、原始的かつ非衛生的な処理施設とするため、本年度当初予算にじんかい焼却場設置工事費三三九万三千円を計上し設置場所を検討していましたが、このほど、大字久寺家子根耕地七七七番地の二(二三七坪・山林)及び同七七八番地の一(一〇七坪山林)に所有者我孫子町久寺家三五番地石山吾吾を譲地として、これを町営じんかい焼却場の建設地に定めたものです。

焼却場の規模等については、請負契約締結についての議決が終了しましたら報告いたします。

誤るな、この一票が政治する

一人の棄権者もなく投票を

十一月二十日の衆議院議員選挙が、だんだん近づいてきました。

ここのちの私たちの日常生活は、すべて政治の反映です。私たちの生活をよりよく、より明るくすることは、よい政治が行なわれることはじめて約束されるのです。

この大切な代表者を選ぶ選挙が、明るく正しく行な

われなければならないことは当然のことです。そして選挙を公正明朗にすることは、決してむづかしいことではありません。結局、私たちみんなが自覚、あって「選挙こそ、私たち自身の考えを政治の上に表明するた一つつの機会であり、私たち自身の身がわりを選ぶのだ。」という気持ちになれば、義理や人情にひかれた

まに述べたように第一小学校第三校舎は老朽している、四教室増築をするための工事請負契約を締結しようとするものです。

▼契約の相手方「我孫子町我孫子 中島鶴之輔

▼請負金額「三三三万四千円

▼工事概要「木造二階建、厚型スレート瓦葺、建築延坪二五・九五坪(普通教室二、特別教室二)工事請負契約について (原案可決)

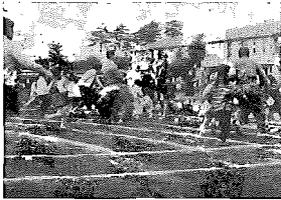
▼契約の相手方「我孫子町布佐 小島茂樹

▼請負金額「三〇〇万円

▼工事概要「木造二階建(七〇坪)及び平家建(四一・二五坪)、厚型スレート瓦葺、建築延坪一四・二五坪(音楽室、理科実験室、同準備室、木工作業室、動力機械室、工具管理室)

り、人に頼まれたり、いかげんな判断で投票をするような考えにはとてもなれないわけです。

私たちは私たちのために自分自身を信する政党や、候補者を選ぶよう心がけ、努力して来る十一月二十日の総選挙投票日には一人の棄権者もなく、投票するよう心がけましょう。



去る十月三十日、好天に恵まれた秋空の下に、文化祭行事の一環として町民運動会が我孫子中グラウンドで開催され、出場者の幼児、小学生、中学生、青年、一般男子、婦人は、各地区、各事業所の親睦をはかって終始なかやかにこの一日を過ごしました。

好天に恵まれた町民運動会

でも婦人会の「着付遊び」は、公明選挙の諷刺等があるが、町民運動会は、毎年行なう予定ですので、町民相互の親睦をはかるために来年からは、より多数の方が参加していただきたいと思っております。

高血圧の無料測定を実施

この高血圧症も、早く発見して正しい治療と規律ある生活をすれば、なおる病気です。皆さん「ころばぬ先の杖」の諺のように、「なれどもない」と思っても、念のためにぜひ一度高血圧測定を行いますようお知らせをいたします。

この高血圧症も、早く発見して正しい治療と規律ある生活をすれば、なおる病気です。皆さん「ころばぬ先の杖」の諺のように、「なれどもない」と思っても、念のためにぜひ一度高血圧測定を行いますようお知らせをいたします。

国勢調査人口は27,064人

世帯数 5,603世帯

今回の国勢調査人口と世帯

種別	人口			世帯数
	男	女	計	
我孫子地区	8,497人	8,780人	17,277人	3,649世帯
湖北地区	2,724人	2,859人	5,583人	1,108世帯
布佐地区	2,029人	2,175人	4,204人	846世帯
合計	13,250人	13,814人	27,064人	5,603世帯

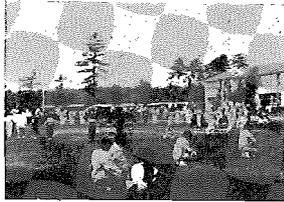
過去の国勢調査人口と世帯の比較

年度別	人口			世帯数
	男	女	計	
昭和25年10月1日	11,245人	12,077人	23,322人	4,440世帯
昭和30年10月1日	12,111人	12,807人	24,918人	4,833世帯
昭和35年10月1日	13,250人	13,814人	27,064人	5,603世帯

過去10年間・5年間の年平均増加数

種別	人口			世帯数
	男	女	計	
過去10年間の年平均増加数	200.5人	173.7人	374.2人	116.3世帯
過去5年間の年平均増加数	227.8人	201.4人	429.2人	154.0世帯

十月一日午前零時現在で行なわれた国勢調査の結果がまとまりましたので、調査事項のうち、人口と世帯数（総理府統計局から公表の認可を受けた事項）を調査いたします。なお、昭和二十五年の国勢調査及び昭和二十五年の国勢調査における人口と世帯数を参考までにお知らせします。



クリエーション種目をかみ合せ、青年団は得点を争うという運営上のむづかしさがありましたが、幸い役員諸氏の努力と出場者の協力によって、予定どおり終了することができました。これに対し、心からお礼を申し上げます。

最後に、PRがたりなかつたため、町民運動会に参加できなかった町民の皆さんに深くおわびいたします。

ておりますが、希望者については、40才未満の方でも測定します。

12月1日は参院補選日です

補充名簿登録申請は 11月21日から 11月24日まで

来る十二月一日には参議院議員補欠選挙が行なわれます。この選挙に使用する補充選挙人名簿は、次の要領で作られます。

昭和三十五年十一月二十日 在住する人。

申請期間 十一月二十一日(衆議院議員選挙の翌日)から十一月二十四日までの四日間。

申請用紙は町選挙管理委員(役場二階会議室)に用意してありますから、資格を具備された方は、必ず印章をご持参になって登録申請をしてください。

名簿縦覧期間 十一月二十七日から十一月二十八日まで(この間に異議の申立てができます)。

名簿確定期日 十一月三十日

防火ボスターの募集 中学生を対象として、次の要領により防火ボスターの募集をいたします。

締切日 十一月三十日

規格 三十cm×五十cmの大きさの画用紙で、色は三色

送り先 総務課消防係

11月26日から 秋の火災予防週間

秋の火災予防週間は11月26日から全国いっせいに行動しますが、町消防団では、皆さま方のご協力のもとに、次のような運動を展開することになっております。

サイレン吹鳴と警鐘信号 十一月二十六日午前五時三十分、本町いっせいに次の信号を行ないます。

約15秒 〇—〇—〇—〇—(五回)

約6秒 〇—(五回)

警鐘 一点と三本の班打

〇—〇—〇—(五回)

防火宣言(日取未定)

広報車により町内を巡回して防火宣伝を行ないます

防火訓練 火災予防週間中に①と同じ信号で、非常招集訓練と模擬火災演習を行ないます。

(全員出動)

消防器材の手入れと貯水池の点検整備(全員出動)

各家の訪問 石油コンロ等の使用が年々増加していますが、その取扱方法を誤り火災を引き起した例が相当にあります。これ等の事故を未然に防ぐための取扱方法の普及と炊事場の取

道路交通法 改正の要点

運転免許の年令を引上げ 免許の種類も縮小整理

第一種免許を受けられる年令は、大型免許(大型自動車の仮免許を含む)、普通免許(普通自動車の仮免許を含む)、特殊免許は十八才以上、三輪免許(自動三輪車の仮免許を含む)、軽免許、第一種原付免許、第二種原付免許は十六才以上となります。

第一種免許は、現行の十種(仮免許を除く)、普通二種(大型、普通、特殊、三輪、二輪及び軽免許)に整理され、第一種、第二種の原付免許を加えた八種になります。

また、第二種免許は、現行の五種が四種(大型、普通、特殊及び三輪二種免許)に整理されるほか、いままでも同様、練習のための仮免許があります。

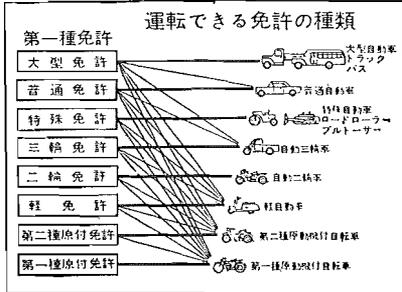
以上のうち、現行と変わった点は

小型自動四輪車免許(十六才以上)が普通免許一本になり、十八才以上に引き上げられた。

第一種原付許可(十四才以上)が第一種原付免許となり、十六才以上に引き上げられた。

第二種原付許可(十四才以上)が第二種原付免許となり、十六才以上に引き上げられた。

以上、改正の要点についての説明を終わります。



ておりますが、希望者については、40才未満の方でも測定します。